



1.河川の堆積 土砂撤去

球磨川流域を中心に未曾有の被害をもたらした令和二年七月豪雨から、一年目を迎えました。

七月豪雨により河川に堆積した大量の土砂については、六月二日に開催された「第五回球磨川流域治水協議会」において、国から球磨川で約七〇万³m³支川（国による権限代行区間）で約二〇万³m³、県から支川で約八六万³m³、合計で一七六万³m³の土砂（東京ドーム約一・四個分）の撤去が完了したことが発表されました。球磨川を除く人吉市内の支川においても、万江川や小さで川などで約十六万³m³の土砂が撤去されましたが「これで大丈夫なのか」との御心配の声が上がっています。そうした声に対して、県からは、今年度も引き続き河川流下能力の維持・向上も図るため、人吉球磨全体で約十三億円（令和元年度の約三倍）を投じ、堆積土砂の撤去に取り組むと報告を受けています。現在は、河川内での作業は増水による危険が生じること、また工事による「鮎魚」への影響を考慮し、工事を一時中断しています。

ですが、今後、本格化が予想される台風や河川内の土砂の堆積状況などを踏まえ、適宜、工事を実施していくとのことですが。

また、本年一月に国、県、流域市町村がとりまとめた「球磨川水系緊急治水対策プロジェクト」には、河道掘削が盛り込まれており、今後、国においても上下流バランスに配慮しながら球磨川全川で約三二〇万³m³を掘削し、そのうち約七〇万³m³については、人吉地区で掘削するとされています。

2.被災地域の復興に向けた最近の動向

2―①被災市街地復興推進地域の指定へ

中心市街地、青井地区では、発災前から狭隘な道路や行き止りが多く、緊急車両の通行や災害時の避難に支障があるといった課題や、接道条件を満たさなため建物の建て替えができないといった都市基盤上の課題がありました。

人吉市は7月豪雨からの復旧・復興を進めるに当たり、単に発災前の状態に戻すだけではなく、これらの都

2―②遊水地整備に向けた説明について

大柿地区、中神地区では、「球磨川流域治水プロジェクト」の取組みの一つである「遊水地」について、事業予定範囲が事業主体の国土交通省から七月に地域に対して説明が行われました。

地域住民の皆様からは、発災直後からすまいの再建や営農再開に向けて大変なご苦労をしている中で、このような公共事業の話が出てきたことから「現地再建を決めたが、今後どこに住まいを確保すればよいのか。」「農業は続けることができるのだろうか。」「元の地区に住めるとしても何年先になるのか。」「など、生活再建に対する不安についてのご意見を多くいただいています。

これまで遊水地候補地の皆様の生活再建について、事業主体の国からは次のような説明がなされています。

【国の説明概要】

①遊水地の整備には時間がかかることから、自宅の再建などの生活再建は進めていただいても構わない。

市基盤上の課題を解決して防災力を高め、また、人吉球磨地域の顔として賑わいあるまちづくりを実現するため、今年7月「被災市街地復興推進地域」を指定しました。

《被災市街地復興推進地域の指定とは》

「被災市街地復興特別措置法」に基づき、人吉市が地域を指定するものです。推進地域の指定エリアについては、都市計画が定められている区域内において、次の三つの要件を考慮して定めます。

①災害で相当数の建物が滅失した（大規模半壊以上の建物が多い）。
②幅員が四m以下で建物を建築する際に接道要件を満たさない道路の割合が高い地区や、住民の避難地の役割も果たす公園が不足している地区など、そのまま再建すれば不良な街区の環境が形成されるおそれ（課題）がある。

③緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業のような面的整備、その他公共施設整備事業の実施について検討する必要があり、市復興計画や市都市計画マスタープランなどに拠点

として位置づけされている。

推進地域に指定されると、地域内の土地では発災から最長で二年間（人吉市の場合）は、最長で令和四年七月三日）までの間、一部の建物について建築行為が制限され市長の許可が必要となるなど、住民の皆様にはご不便をかけることもありますが、推進地域内で具体的な事業を進めることになった場合には、国の財政支援が拡充されるなどのメリットがあります。

一方、一部の住民の皆様からは「地域指定されたら、地域内全域で土地区画整理事業などが強制的に進められてしまう。」などの声もありますが、「中心市街地に図書館が欲しい」「災害公営住宅を中心市街地にも整備して欲しい」「青井阿蘇神社周辺に門前町を作って賑わいづくりをして欲しい」などのご意見もいただいています。地域における創意工夫を尊重し、住民の生活の安定及び福祉の向上、地域経済の活性化に配慮するとともに、住民の皆様と行政がしっかりと意見交換を行い、ご理解とご協力を得ながら進められていく予定です。

市房ダムの役割・異常洪水時防災操作(緊急放流)について

■市房ダムの役割

市房ダムは球磨郡水上村に位置しており、洪水調節を主な目的とし、発電やかんがいを行う治水機能と利水機能を持つ多目的ダムです。

令和2年7月豪雨では、豪雨前日の7月3日から予備放流を行い、約190万立方メートルの洪水調節容量を確保した上で、約1,200万立方メートルの洪水を貯留しました。また、約2万立方メートルの流木を捕捉するなど、下流域への被害を軽減しました。

■異常洪水時防災操作(緊急放流)

ダムは上流域からの流入量より放流量を少なくして洪水を調節しています。

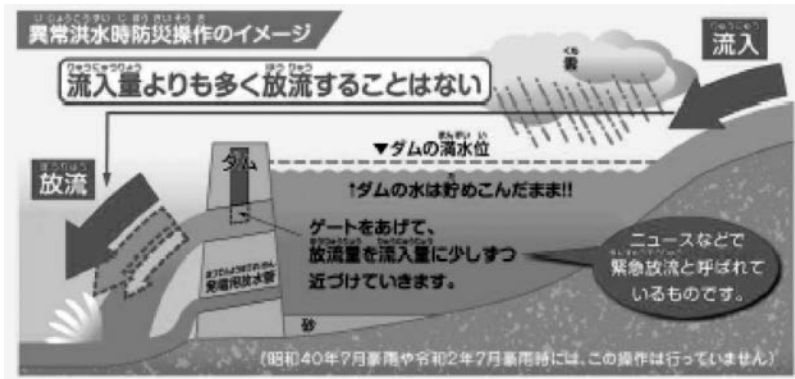
しかし、大雨によりダムが満水になると予想させる場合には、放流量を流入量に近づけていく操作を行う必要があります。この操作を「異常洪水時防災操作」と呼びますが、この操作を行った場合でも流入量より多くの水を下流に放流することはありません。

市房ダムでは、令和2年7月豪雨時はダムの水位を下げるため事前に放流を行い、普段より多くの洪水調節容量を確保していたことで、異常洪水時防災操作を回避しました

過去の異常洪水時防災操作の実施状況 ※令和3年2月時点

洪水年月	洪水原因
昭和 46 年 8 月	台風 19 号
昭和 57 年 7 月	梅雨前線豪雨
平成 7 年 7 月	梅雨前線豪雨

※昭和40年7月や昨年の7月豪雨では、この操作を行っていません



市房ダムの役割と異常洪水時防災操作についての動画がご覧になれます

ダムの役割と効果 動画 検索

